

人事行政の運用等の状況

「佐世保市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与や職員数、勤務条件などについてお知らせします。

職員数の任免・職員数に関する状況

①採用・退職（平成20年度）

採用124人、退職144人

②採用試験（平成20年度）

項目	受験者数	合格者数	倍率
事務職	445人	25人	17.8倍
その他	412人	66人	6.2倍

③一般行政職の級別職員数（平成21年4月1日現在）

級	標準的な職務内容	職員数	構成比
1	一般職員	57人	5.2%
2	一般職員	172人	15.6%
3	一般職員、係長職	277人	25.1%
4	一般職員、係長職	353人	32.0%
5	課長補佐職	96人	8.7%
6	課長補佐職、課長職	69人	6.3%
7	課長職、部次長職、部長職	79人	7.2%
8	部長職	0人	0.0%
合計		1,103人	100.0%

※職員数は再任用職員を除きます。

④部門別職員数の推移（各年4月1日現在）

部門(区分)	職員数(人)		増減数(人)	主な増減理由
	20年	21年		
一般行政	15	15	0	
議会	339	328	△11	事務の統廃合・縮小
総務	105	103	△2	退職不補充
税務	217	216	△1	事務の統廃合・縮小
民生	330	334	4	業務増
衛生	1	1	0	
労働	65	64	△1	事務の統廃合・縮小
農林水産	63	62	△1	事務の統廃合・縮小
商工	261	261	0	
土木	1,396	1,384	△12	
小計	259	256	△3	事務の統廃合・縮小
特別行政	353	350	△3	退職不補充
教育	612	606	△6	
消防	(普通会計計)	2,008	1,990	△18
小計	618	632	14	業務増
公営企業等	186	182	△4	退職不補充
水道	118	102	△16	退職不補充
交通	57	55	△2	業務増
下水道	124	125	1	業務増
その他	1,103	1,096	△7	
小計	3,111	3,086	△25	
合計				

※職員数は教育長を含む一般職の職員数で、退職者・派遣職員等を含み、臨時・非常勤職員を除きます。
※教育部門には、県が給与を負担する職員（小・中学校教諭、学校事務職員）は含みません。

職員の給与の状況

①人件費（平成19年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A
H20.3.31現在	千円	千円	千円	%
256,793人	98,473,194	3,094,387	17,456,193	17.7

②給与費の状況（平成19年度普通会計決算）

職員数A	給与費B	1人当たり給与費B/A
2,007人	12,985,255千円	6,470千円

※給与費には退職手当は含まれていません。

③学歴別初任給と平均給料の状況（一般行政職）

区分	初任給	経験年数		
		10年	15年	20年
高校卒	140,100円	230,025円	284,100円	321,257円
大学卒	172,200円	271,317円	328,689円	367,411円

※平均給料= 330,650円（41歳3月）

④ラスパイレス指数（平成20年4月1日現在）

佐世保市	全国市平均	特例市平均
100.5	98.3	99.8

※ラスパイレス指数=国家公務員の給料を100としたときの本市職員給料との比較指数。

※特例市=人口20万人以上の市で本市と都市の規模が類似している市。

⑤職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当（平成20年度実績）

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	1.40月分	0.750月分	2.150月分
12月	1.60月分	0.750月分	2.350月分
計	3.00月分	1.500月分	4.500月分

イ 退職手当

退職理由	勤続20年	勤続25年	勤続30年	最高支給限度額
自己都合	23.50月	33.50月	47.50月	59.28月
勲奨・定年	30.55月	41.34月	59.28月	59.28月

※1人当たり平均支給額 18,386千円（平成20年度全退職者の平均）

※退職手当=退職時の給料月額×上記支給月数+調整額

※自己都合=職員が自分の都合で退職する場合

※勲奨・定年=市当局の勧めや定年で退職する場合

ウ 地域手当（平成21年4月実績）

支給対象地域	東京事務所	医師・歯科医師
支給率	18%	15%
対象職員数	2人	74人
1人当たり平均支給月額	83,400円	76,819円

工 特殊勤務手当（平成21年4月実績）

職員全体に占める手当支給の割合	38.7%
支給対象職員1人当たりの平均支給月額	4,878円
手当の種類	18
代表的な手当の名称	不快作業手当 月額 6,250円

※公営企業職員を除きます。

オ 時間外勤務手当（平成20年度実績）

支給総額	817,228千円
1人当たり平均支給月額	25,038円

カ その他の手当（平成21年4月1日現在）

内容（額はいずれも月額）	
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外の扶養親族各6,500円 ・16歳～22歳までの子の加算額5,000円
住居手当	・月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に最高27,000円まで支給 ・持家等のある職員には一律3,000円を支給
通勤手当	・バス等の交通機関利用者には運賃に応じ、1カ月当たり最高55,000円までの実費を支給 ・マイカー等の交通用具利用者には、通勤距離に応じ、2,500円～24,500円までを支給

キ 特別職の報酬等の状況

区分	給料・報酬	期末手当
市長	846,400円	6月 1.60月
副市長	829,350円	12月 1.75月
議長	662,000円	
副議長	602,000円	
議員	563,000円	

※給料・報酬：平成16年4月改定。期末手当：平成17年改定。

※平成19年7月から市長は給与の20%を減額。副市長は5%を減額（表の額は減額後の額）

ク 勤務時間・休日・休暇等の状況

項目	内容
勤務時間	月～金曜8時30分～17時15分 （1週間当たり40時間勤務）
休日	土・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	条例に基づく年次有給休暇、特別休暇、介護休暇
職務専念義務の免除	法律および条例に基づき、献血などの社会貢献に関する活動に従事する場合など、その所要時間について、職務を離れることを許可していません（事前の届け出が必要）。
営利企業従事の許可	法律に基づき、他団体における講義・大学等での講義や、農業などの家業の手伝いなど、公務の信頼性を損なう恐れがないと判断される場合には、営利企業などの従事を許可しています。

※業務の必要性により、上記以外の勤務時間、休日等で勤務する部局があります（例：消防局・総合病院・環境部など）。

ク 分限処分・懲戒処分の状況（平成20年度）

分限処分(件)	降任	休職	免職	失職	計
	0	31	0	0	31
懲戒処分(件)	戒告	減給	停職	免職	計
	3	4	1	2	10

※分限処分=地方公務員法に基づき、職員の勤務実績不良や病欠・けがなどで職務に堪えないと判断された場合に行う処分。

※懲戒処分=地方公務員法に基づき、服務規律の確保のために、法令違反などの行為があった職員に対し、懲罰として行う処分。

ク 研修の実施状況（平成20年度）

項目	内容	受講者数
階層別研修	採用年次や職階ごとに実施するもの（新入職員研修、新任課長研修など）	1,734人 （延べ人数）
特別研修	テーマごとに実施するもの（倫理研修、勤務評定者研修など）	
派遣研修	自治大学、市町村アカデミーなどの研修機関に派遣するもの	
その他	講演会、自己啓発支援など	

ク 勤務評定の状況

項目	内容
実施時期	毎年度12月～2月
対象	課長職以下の職員（交通局を除く）
実施内容	上司が項目ごとに5段階評価を実施
結果の活用	昇任・人事異動などに活用

ク 措置要求・不服申し立ての状況（平成20年度実績）

項目	件数
措置要求	0
不服申し立て	1

措置要求
地方公務員法に基づき、公平委員会に対して、職員が勤務条件の是正などを求める制度のこと。

不服申し立て
地方公務員法に基づき、公平委員会に対して、職員が不利益な処分の取り消しなどを求める制度のこと。

ク 職員の福祉と利益の保護の状況

①健康診断など	②公務災害の認定状況（平成20年度）
職員健康診断(定期健康診断、特殊健康診断、雇入時健康診断)を実施するとともに、産業医などによる事後指導を行っています。また、保健師、健康相談医、産業医による健康相談を随時受け付けています。	公務災害 通勤災害 計
	25件 7件 32件

職員課 ☎24-1111